

令和4年度マイナンバーカード普及促進事業委託業務
公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和4年度マイナンバーカード普及促進事業委託業務

(2) 事業の目的

国においては、マイナンバーカードをデジタル社会の基盤と位置づけ、R4年度末までにほぼ全国民に行き渡ることを目指して取組を進めていますが、本県におけるマイナンバーカードの交付枚数率は34.1%（R4.2.1時点）と全国46位に位置しています。

今後も、マイナンバーカードは、デジタル社会における基本ツールとしてますます重要性が増すものと考えられ、国や自治体で様々なデジタル化の取組を検討する際に、マイナンバーカードを前提とした制度やシステムの構築がなされることが予想されます。

その時に、交付枚数率が低いことが原因で、本来県民の皆様が享受できるはずであった利便性の高いサービスの利用や行政手続きの簡素化などの恩恵を受けられなくなるものがないよう、当該事業では、県民の皆様がマイナンバーカードを手軽に取得できる機会を増やし、交付枚数率の向上を図ることを目的としています。

(3) 事業内容

別添「令和4年度マイナンバーカード普及促進事業委託業務 提案依頼書」のとおり

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和4年10月31日まで

2 見積限度額

18,057千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「令和4年度マイナンバーカード普及促進事業委託業務 公募型プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。10日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うことになります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県内に本店又は支店を置くものであること
- (2) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (4) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと

6 説明会

日時：令和4年3月10日（木）午前10時00分から

場所：本町ビル4階会議室（住所：高知市本町5丁目2番17号）

※ 説明会に参加を希望する事業者は、令和4年3月9日（水）の午後5時までに、参加申込書（別紙様式－①）を高知県総務部市町村振興課あてにFAXまたは電子メールで送信し、電話により着信を確認してください。

※ 参加人数は、会場の都合により1事業者につき2名まででお願いします。

※ 説明会に参加しなくても本プロポーザルへの参加申込は可能です。

7 質疑と回答

質疑は令和4年3月10日（木）の午後5時までに別紙様式－②により持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）もしくはFAX、電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容はホームページに掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書（別紙様式－③）に資格要件の確認書類を添えて申込をしてください。申込に当たって提出する書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
1	参加申込書	A4縦	1部
2	法人概要書	A4縦	1部
3	業務実績一覧表	A4縦	1部

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

② 提出期限

令和4年3月16日（水）午後5時（必着）

③ 提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1-2-20

高知県総務部 市町村振興課 TEL：088-823-9313

(2) 資格要件の確認

高知県総務部 市町村振興課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和4年3月18日（金）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別添「令和4年度マイナンバーカード普及促進事業委託業務 公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

10 審査

別途定める「令和4年度マイナンバーカード普及促進事業委託業務 公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

11 審査結果

審査結果は、令和4年4月8日（金）までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/112701/joko-johokoukai-index.html>]

12 日程

令和4年3月4日（金） 募集開始

令和4年3月10日（木） 説明会

令和4年3月16日（水） 参加申込及び資格確認書類提出〆切

令和4年3月30日（水） 企画提案書の提出〆切

令和4年4月6日（水） 審査委員会（プレゼンテーション） ※予定

令和4年4月8日（金） 審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規程により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式－④により提出してください。
開示・非開示の判断は様式－④に基づき行うものではなく、様式－④を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。
高知県情報公開条例
[\[http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/112701/joko-johokoukai-index.html\]](http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/112701/joko-johokoukai-index.html)
- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 問合せ先

高知県総務部市町村振興課

担当者 山崎・東（航）・小笠原

TEL 088-823-9313 / FAX 088-823-9767

E-mail s-gyousei@ken.pref.kochi.lg.jp

15 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
 - ① 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - ② 審査委員、県職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ③ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (4) 令和4年度高知県一般会計当初予算が予定どおり議決されなかった場合は、本件手続きについて停止等を行うことがあります。